

秋田県大腸がん検診実施要領

1 目的

大腸がんは増加傾向にあり、がんによる死亡の上位を占めていることから、がんの予防対策上重要な課題となっている。

しかしながら大腸がんは、早期に発見すれば治癒し、死亡率も減少させることが可能である。

このため、大腸がんについての正しい知識の普及を図るとともに、大腸がん検診を積極的に推進し、もって住民の健康水準の向上に寄与することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は市町村とする。

3 対象者

検診の対象者は、40 歳以上の住民とする。

4 実施方式

集団検診方式及び個別検診方式により行い、実施体系は「大腸がん検診フローチャート」（図 1）のとおりとする。

5 実施回数

同一人について年 1 回行うものとする。

6 検診計画の策定

市町村は、次の事項に十分配慮して検診の実施方法、時期、受託検診実施機関等の具体的な計画を策定するものとする。

(1) 現状の把握

市町村は、所管保健所、郡市医師会等の指導の下に、地域における大腸がんの死亡状況等疫学的並びに住民のがん予防に対する意識等の現状について、事前の把握に努めるものとする。

(2) 対象者の把握等

市町村は、過去の大腸がん検診の結果を踏まえながら、適確な対象者の把握に努めるものとする。

また、検診未受診者に進行がんの発見が多いことから、未受診者に対する積極的な受診勧奨指導に努めるものとする。

(3) 検診従事者の確保等

市町村は、大腸がん検診の実施にあたって、検診従事者の確保等について、検診実施機関等と十分協議するものとする。

(4) 連絡調整

市町村は、関係団体等と有機的な連携を図り、受診率の向上に努めるものとする。

市町村は、検診実施機関等と実施日程等について連絡調整を行い、検診の計画的、効率的な運営に努めるものとする。

7 啓発活動及び周知徹底

市町村は、検診が単に大腸がんの早期発見のみならず、大腸がんに対する正しい知識の普及の場であることに留意し、健康教育により趣旨の徹底に努めるとともに、検診前の広報等を通じ検診の意義、場所、方法等の周知徹底を図るものとする。

8 検診の準備

- (1) 市町村は、事前に受付、問診、採便用具の配布、検体の回収等に従事する者の任務について十分に打ち合わせを行い、業務委託して実施する場合は委託契約書を取り交わす等検診が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

また、受託検診実施機関は、市町村からの申込みに基づき検診対象者を把握するとともに、大腸がん検診受診票（様式例1）、便潜血反応検査の採便用具、一次検診連名台帳（様式例2）、二次検診連名台帳（様式例3）を準備するものとする。

- (2) 市町村は、広報等を通じて検診に関する注意事項、特に①採便の方法（回数、量）、②採便用具の使用方法、③検体回収と保存方法等を事前に周知するとともに、対象者に対して個別通知を行う等受診意識の喚起に努めるものとする。

9 検診の方法

検診項目は、問診及び便潜血検査とする。

(1) 問診

大腸がん検診受診票を用いて、保健師等が全受診者に対して行うものとする。

(2) 便潜血検査

免疫便潜血検査2日法で行うものとし、実施にあたっては特に次の事項に留意するものとする。

ア 測定用キット

現在市販されているキットの特性と市町村の検診規模、一日の検体量、採便から測定までの時間を勘案して最適なものを採用する。

イ 採便方法

採便用具（ろ紙、スティック）を配布し、自己採便とする。

なお、採便用具の使用方法、採便量、初回採便から2回目までの日数、初回採便後の検体の保管方法等は、検診精度に影響することから検診実施機関又は市町村は、用具の配布に際し、受診者に十分説明するものとする。

また、採便用具の配布は検体の回収日時を考慮して適切な時期に行うものとする。

ウ 検体の回収

初回の検体は、受診者の自宅冷蔵庫において保存し、2回目の検体を採取した後、即日回収することを原則とする。

やむを得ず即日回収できない場合も、回収までの時間を極力短縮し検体の保管、搬送の各過程でアイスボックス等により冷蔵保存するなど温度管理に厳重な注意を払うものとする。

エ 検体の測定

検体回収後速やかに行うものとするが、それが困難な場合には検体を冷蔵保存する。

また、測定にあたっては使用する試薬、機器の整備に配慮するものとする。

オ 判定指導区分

大腸がん検診の結果は、問診を参考に免疫便潜血検査結果により判断し「便潜血陰性」「要精密検査」「受診勧奨」に区分する。

10 検診結果の通知及び事後管理

(1) 検診結果の通知

ア 検診実施機関は、検診結果に基づき一次検診連名台帳（様式例2）を作成し受診票を添付して市町村に送付する。

また、二次検診連名台帳（様式例3）を作成し、市町村へ送付するものとする。

イ 市町村は、一次検診連名台帳に基づき「便潜血陰性」の者に対し検診結果を通知するものとする。

また、「要精密検査」及び「受診勧奨」に該当する者に対しては、親展文書又は直接保健師が訪問する等秘密の保持に十分配慮した方法により、検診機関から送付された受診票と返信用封筒及び別紙大腸がん精密検査実施医療機関名簿を届けるとともに、当該機関で速やかに受診するよう指導するものとする。

(2) 精密検査結果の状況報告等

ア 精密検査実施

医療機関は、要精密検査者に対し、次のいずれかの検査を実施し、その結果を受診票に記入して一次検診機関に報告するとともに、要治療者に対しては、治療勧奨及び指導を行うものとする。

（ア）全大腸内視鏡検査

（イ）S状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査（二重造影法）

イ 市町村は、秘密の保持に十分配慮し、担当医及び所轄保健所長の協力を得て有所見者に必要な事後指導を行うものとする。

ウ 一次検診実施機関は、「大腸がん調査票（様式例4）」を作成し、二次検診連名台帳に基づき要治療者について一次・二次検診結果等関係事項を記入し、返信用封筒を添えて治療施設に届けるものとする。

治療施設においては担当医が、「大腸がん調査票」に必要事項を記入し、一次検診機関あてに返送するものとする。

(3) 検診結果の保存

検診実施機関は、検診結果を少なくとも5年間保存しなければならないものとする。

11 検診結果報告

検診実施機関は、当該年度の大腸がん検診の実施結果を大腸がん検診集計表（様式例

5) に取りまとめ、翌々年度の6月30日まで県健康福祉部健康推進課がん対策室及び秋田県医師会消化器がん検診中央委員会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成17年 3月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 4月 5日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。